



平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会社名 三井製糖株式会社
代表者 代表取締役社長 井原芳隆
(コード番号 2109 東証大証第1部)
問合せ先 業務本部 経営企画部長 佐藤公昭
(TEL. 03-3663-3111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月20日開催の取締役会において、平成21年6月24日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日付で施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)第1項につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として株券の発行に関する定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月24日

定款変更の効力発生日 平成21年6月24日

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)
2 <u>前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>	(削除)
(自己の株式の取得) 第8条 (条文省略) (単元株式数)	(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり) (単元株式数)
第9条 (条文省略) (単元未満株式についての権利)	第8条 (現行どおり) (単元未満株式についての権利)
第10条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増し)	第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) (単元未満株式の買増し)
第11条 (条文省略) (株式取扱規則)	第10条 (現行どおり) (株式取扱規則)
第12条 (条文省略) (株主名簿管理人)	第11条 (現行どおり) (株主名簿管理人)
第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u> 及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。	第12条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当社の株主名簿の作成及び備置きその他の株主名簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
第14条～第38条 (条文省略)	第13条～第37条 (現行どおり)
(新設)	附 則
(新設)	第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u>
	第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u>

以上